

議案第 51 号

茨城租税債権管理機構規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により茨城租税債権管理機構規約（平成 13 年地指令第 4 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 3 日提出

つくばみらい市長 小田川 浩 印

提案理由

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）に基づき、令和 6 年度から、市町村が国税である森林環境税を個人住民税均等割と併せて賦課徴収することとなったため、茨城租税債権管理機構規約を変更することについて協議したいので、議会の議決を求めるものです。

## 茨城租税債権管理機構規約の一部を改正する規約（案）

茨城租税債権管理機構規約（平成13年地指令第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「地方税に係る」を「地方税及び国税に係る」に改める。

### 付 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。